

令和六年第二十一回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和六年十二月十日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長　ただいまから令和六年第二十一回世田谷区教育委員会定例会を開催いたします。

議事に入ります前に、先般、教育委員に再任されました中村豊委員より御挨拶いただきます。

○中村委員　皆様、日頃よりお世話になっております。

議会でも申し上げましたけれども、学校を離れてから、福祉の公益財団、それから今、教育の公益法人で勤務しております。そういった経験を生かして世田谷の教育のために尽力してまいりたいと思います。

世田谷区は、皆さん御存じのとおり、全国と同じ、例えば不登校問題、それから教員の働き方改革とか、共通の課題もありますし、また一方で、世田谷区独自の課題というのも多々ございます。そういった課題に向けて皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと思います。

今後とも御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○知久教育長　ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

まず、次第の１、令和六年第二十回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長　御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の２、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と中村委員、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、議案一件と事務局からの報告が九件ございます。

次第の３、議席の指定を行います。

委員の皆様は、世田谷区教育委員会会議規則第六条の規定により、教

育長より指定いたします。一番、澁澤委員、二番、中村委員、三番、鈴木委員、四番、坂倉委員と指定いたします。座席は今お座りのとおりとしますの
で、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の4、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第四十六号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関
する規則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第四十六号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由
の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 議案第四十六号、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇
給等に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本規則案は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可
決されたことに伴いまして、一部改正が必要となるため提案するものでござい
ます。

改正内容について御説明させていただきます。右肩一〇ページ以降の新旧対
照表を御覧ください。職員を昇格させた場合の給料表の号給を定めたものでご
ざいますが、給料表の改定が条例改正により行われたことにより、この別表第
3の昇格時対応号給表についても併せて改正を行います。施行日については、
公布の日としております。令和六年四月一日に遡って適用となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、
どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第四十六号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
それでは、次第の5、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和六年第四回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に
関して、井上教育総務課長より口頭説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、口頭での説明で恐縮でございますが、令和六年第四回区議会定例会におけます教育に関する議案の審査結果について御報告
させていただきます。

令和六年第四回区議会定例会におけます議案につきましては、お手元の次第
に記載のとおり、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例か
ら世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正
する条例までの三件でしたが、いずれも十一月二十八日の本会議で賛
成多数で可決されてございます。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、
どうぞ。よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和六年第三回区議会定例会及び決算特別委員会における質問につい
て、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和六年第三回区議会定例会及び決算特別委
員会におけます質問について御報告をさせていただきます。

資料を御覧ください。一ページの1、議会日程を御覧ください。初めに、令

和六年第三回区議会定例会でございますが、代表質問は九月十七日から十八日に、一般質問は九月十八日から十九日にかけて行われました。また、令和六年決算特別委員会の日程でございますけれども、(2)として記載してございますが、総括質疑が十月一日、文教委員会所管質疑が十月十日、そして補充質疑が十月十五日、それぞれ行われてございます。全ての質問及び答弁につきましては区のホームページ上で閲覧が今後可能となりますけれども、参考までに本日、第三回区議会定例会における教育領域の主な質問・答弁の要旨を資料二ページから五ページの別紙としてまとめてございます。後ほど御覧いただければと思います。

私からの報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3) 区立中学校敷地内への飲料用自動販売機試行設置の検証結果について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、区立中学校敷地内への飲料用自動販売機試行設置の検証結果について御報告させていただきます。

本件は、令和四年六月一日より、区立中学校敷地内に試行設置しております飲料用自動販売機の検証結果について本日御報告するものでございます。

資料、まず1の自販機の設置状況でございます。設置校は、既に御報告しておりますとおり、区立桜丘中学校でございます。(2)の設置目的以下、(6)の貸付金額までは記載のとおりでございます。

次に、2の自販機の利用状況等でございます。(1)の自販機利用に関するガ

イドラインについてでございますが、桜丘中学校では、令和四年六月の試行設置開始に合わせまして自販機利用ガイドラインを作成し、令和五年度及び令和六年度についても、生徒会による校内周知等を行ってございます。ガイドラインの概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、二ページにお進みください。(2)令和四年六月から令和六年十月までの売上状況でございます。令和四年度が設置を開始した六月からの十か月間の数値、また、令和五年度は四月から三月までの十二か月間、今年度、令和六年度は四月から十月までの七か月間の数値でお示しをしております。各年度、期間中の売上げの合計とともに、集計の月数がそれぞれ異なりますので、期間中の月当たりの平均も記載してございます。次に、(3)令和四年度と令和五年度の使用電力及び事業者が負担いたします電気料金でございます。表の欄外に米印で記載のとおり、電気料金については各年度末に事業者から徴収をしてございます。

続きまして、3の設置校の環境教育等の取り組みでございます。(1)の自販機脇に設置のリサイクルボックスの活用と分別の指導、(2)のプラスチック・スマートキャンペーンの実施、また、資料三ページに記載の(3)SDGsと関連付けた計画的な学習指導、以上の取組みを設置校では行っております。

続きまして、4の試行設置にかけます検証結果等でございます。まず、(1)災害時等の飲料水確保についてでございます。設置自販機は、災害時には自販機内の飲料を無償で取り出すことができる仕様になってございます。自販機内に合計四百五十本の飲料が格納可能でございます。災害時の飲料水確保といましては一定程度寄与していると考えてございます。

次に、(2)の熱中症対策についてでございます。設置校では、体育の授業、部活動、行事等の途中で給水タイムを設定するなど、熱中症対策、熱中症事故の防止に向け、他の学校と同様に取り組んでございます。また、水筒等を持参

する生徒が多く、補完的に自販機による飲料の購入もできますが、利用する生徒は減少傾向でございます。加えて、新型コロナウイルス感染症の五類移行に伴い、水道水や冷水器の利用も活発になっている状況でございます。

続いて、(3)の学校生活への影響についてでございます。試行設置当初は、限られた時間帯に多くの生徒が飲料を購入する状況が起こるなど、授業の開始時間に間に合わないことなどもございましたが、設置開始から約二年半が経過し、自販機が設置されている状況が常態化してきたことや自販機の利用ガイドラインの浸透によりまして、状況は落ち着いてございます。

次に、(4)環境学習など学校教育への活用についてですが、この間、教員の人事異動等による引継ぎが困難であったことや自販機が存在が常態化してきたことによる機運の低下もございまして、令和六年度に自販機を題材にした新たな環境学習等には取り組めていない状況であると聞いてございます。

続きまして、(5)の売上状況等でございます。令和五年度の売上本数は、設置初年度の令和四年度比でおおむね四五%に落ち込んでございまして、利用者は全生徒の三割以下になってございました。また、令和六年度は、同じく令和四年度比でおおむね三五%とさらに落ち込んでおりまして、売上金額は貸付金額を下回る結果となっております。

最後に、5の今後の対応でございます。学校側とも協議した結果、試行設置の期間が満了する令和七年三月三十一日をもって自販機の設置は一旦終了いたします。なお、区立学校におけます災害時の飲料水確保や熱中症対策に関する民間事業者の活用、協力の在り方などにつきましては、今回の検証結果及び学校現場からの要望なども踏まえまして、改めて関係各課と共に引き続き検討してまいります。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

○澁澤委員 この問題は、当初この教育委員会に諮られたときに私から疑問のお話をさせていただきましたので、私から引き続き一言お話をしようと思っています。

私どもの教育大綱の中にも、今の教育現場の、実は表にはすぐには出てこないけれども最大の課題というのは、人間がこの地球上でどうやって生きていくかというせつば詰まった、人類と地球との共存ということ、これは私ども教員側、あるいは生徒も含めて最大の問題であるということをうたっています。そのぐらい、次世代を担う子どもたちにとっては、環境問題というのは非常に彼らの存在自体のインフラの問題だと考えております。

自販機を積極的に学校に導入しようという動きは、多分、世界中で日本だけなのかもしれません。そのぐらい、世界中の環境、例えばマイクロプラスチックの問題、あるいは使用するエネルギーの問題、今までのように利便性が向上するほど便利な世の中ができるということが必ずしも人類の進歩ではないという場面に私どもは直面していると思っています。

その意味で、この自販機の導入を機にいろいろなことが議論されて、そして私どももこの中から学ぶことがたくさんあったということは非常によかったかと思っています。災害時の飲料水の確保ですとか、熱中症の予防対策ですとか、何もこれは自販機が全てを解決してくれる問題ではないということも私どももよく理解をしましたし、それなりの対策も取られてきたのだと思っています。

今後とも、こういう環境のベースの問題、あるいはその中で、ただ便利になるからといって生徒の意見をそのまま受け入れたり、便利になるからということで環境問題を見視した進み方というのがもう通用しない時代になったということ、私ども、あるいは保護者の方々、あるいは生徒たちも同じように認識

ができたならばとてもよかったのではないかと思いますし、今後、この問題意識をぜひ次の世代、次の生徒さんたちにも引き継いでいけるような工夫を学校現場ではお願いしたいと思っております。

○知久教育長 御意見でよろしいでしょうか。

○澁澤委員 はい。

○知久教育長 そのほか、御意見、御質問がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(4)令和六年度就学時健康診断における未受診者への対応について、本件に関して、鈴木学校健康推進課長より説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長 令和六年度就学時健康診断における未受診者への対応について御説明いたします。

まず、1、主旨についてです。就学時健康診断は、学校保健安全法に基づき、翌年四月の小学校入学予定者に対し、あらかじめ学区域によって指定された区立小学校を会場として十月から十一月にかけて実施しており、毎年九割程度が受診しております。

指定校の健診日に受診ができない家庭については、学校の協力の下、他校の健診日に振替して受診できる機会の確保に努めておりますが、受入れ学校や医師等の体制により、希望日に振り替えるのが難しい場合があるなどの課題がございました。

受診は強制ではなく、受診しない場合でも入学に支障はありませんが、未受診者の中には、そうしたやむを得ない事情により健診日程内に受診できなかった方が一定数いると見込まれることから、区内医師会等と調整を進めた結果、今年度より区施設において未受診者向け健診を実施いたします。

次に、2、実施内容についてです。(1)対象者は、令和七年四月に小学校入学予定で、区立小学校での就学時健康診断をやむを得ず受診できなかった世田

谷区在住の幼児となります。(2)実施日時及び実施会場は、すぐ下にある表のとおり、北沢・玉川会場において二日間実施いたします。いずれの会場も事前予約が必要です。(3)受入可能人数は、各会場百五十名ずつで合計三百名、(4)従事医師等は、それぞれの地区医師会等から派遣された医師となります。

最後に、3、今後のスケジュールは記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(5)国登録有形文化財（建造物）の登録について、本件に関して、渡邊生涯学習課長より説明をお願いします。

○渡邊生涯学習課長 それでは、国登録有形文化財（建造物）の登録につきまして御報告いたします。

1の主旨を御参照ください。先月二十二日に開催されました国の文化審議会文化財分科会におきまして、若林四丁目にございます東京聖十字教会聖堂につきまして、文化財登録原簿に登録するよう答申がございましたので、御報告するものです。今後、官報告示をもって正式に登録となります。今回の登録により、区内において文化財登録原簿に登録される建造物は合計で二十七件となります。

2、登録される建造物の概要につきましては記載のとおりでございますが、二ページに写真や案内図を載せておりますので、併せて御参照ください。

本件聖堂につきましては、(4)以降に記載のとおり、構造は木造平屋建て鉄板ぶき、建築面積が百四平方メートルで、レーモンド建築設計事務所の設計に

より、昭和三十六年に建築されております。

特徴としましては、角柱状の集成材を内側に向けて、ヴォールト形、イメージとしてはかまぼこ形とした柱のない空間により、祈りの場にふさわしい静ひつな空間を創出しており、こうした建築物の特徴が造形の規範となっているものとして評価されてございます。

アントニン・レーモンドにつきましては記載のとおりでございますが、自身の別荘として設計した「軽井沢夏の家」が昨年度、重要文化財に指定されております。

報告は以上です。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(6)教育長臨時代理の報告（区議会提出議案の意見聴取）、(7)教育長臨時代理の報告（世田谷区教育委員会規則の一部改正）、この二件に関して、本田学校職員課長より一括して説明をお願いします。

○本田学校職員課長　それでは、教育長臨時代理の報告（区議会提出議案の意見聴取）及び教育長臨時代理の報告（世田谷区教育委員会規則の一部改正）について御報告いたします。

初めに、区議会提出議案の意見聴取に関する資料一ページを御覧ください。特別区人事委員会より、令和六年度の給与等について、特別区内の民間企業従業員との給与水準と均衡させるため、給料月額及び期末手当、勤勉手当の年間支給月数を引き上げる勧告がございました。また、扶養手当につきまして、国家公務員に関する見直しを踏まえ、手当の対象及び金額を見直す勧告がございま

した。

勧告内容につきましては、2、勧告の主な内容を御覧ください。

この勧告に基づき、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正を行う必要が生じました。また、勧告に基づくものではございませんが、常勤職員との均衡を確保するため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び、教育長につきましても、特別職報酬等審議会の審議を踏まえて条例の一部改正を行う必要が生じました。条例改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき、あらかじめ区長から教育委員会に対して意見聴取を行う必要があり、このたび、これに対する回答を速やかに処理する必要がございましたが、教育委員会を招集するいとまがございませんでしたので、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二に基づき、教育長の臨時代理により十一月二十五日付で回答いたしましたので、御報告をいたします。

改正内容につきましては、3、改正内容に記載のとおりでございますので、御覧いただければと思います。

次に、規則一部改正に関する資料の一ページを御覧ください。ただいま御報告をいたしました意見聴取に対する回答を行った各条例につきましては、十一月二十八日に開催されました区議会第四回定例会において可決をされました。このうち、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の可決に伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の改正を行う必要が生じております。規則改正につきましては教育委員会の決定が必要となりますが、こちらにつきましても、速やかな改正が必要でございましたので、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二に基づき、教育長臨時代理により十一月二十九日付で決定をいたしましたので、御報告をいたします。

改正内容につきましては、2、改正内容に記載のとおりでございます。

なお、規則の一部改正は、十一月二十九日付で公布しております。この公布に当たる署名につきましても、臨時代理として教育長がいたしましたことを併せて御報告いたします。

報告は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(8)令和六年度全国学力・学習状況調査の結果について、本件に関して、柄澤教育研究・ICT推進課長より説明をお願いします。

○柄澤教育研究・ICT推進課長　今年度四月に実施いたしました全国学力・学習状況調査について、九月に速報値を報告させていただいたところですが、このたび結果を分析しましたので御報告いたします。

1、主旨については記載のとおりでございます。

2、調査結果については、別紙、令和六年度全国学力・学習状況調査の結果分析報告書のとおりでございます。

3、結果の概要について、三点説明いたします。一点目は教科について、二点目は質問紙について、三点目は教科の結果と質問紙のクロス集計についてでございます。

まず、教科について説明いたします。資料右上、五、六ページを御覧ください。小学校六年生の国語、算数、中学校三年生の国語、数学の結果を記載しております。教科ごとの正答数分布グラフ、観点別、問題形式別の平均正答率を区、都、国と比較して載せております。小学校国語、算数、中学校国語、数学

ともに区平均正答率は都、国を上回っており、良好であると言えます。中学校国語については、我が国の言語文化に関する事項で区の平均正答率が都、国を下回っております。これは、書写の行書の特徴を選択する問題の正答率が低かったためでございます。

次に、質問紙について説明いたします。右上、七ページを御覧ください。キャリア教育に関する視点では、キャリア教育を推進する上で重要である四つの観点のデータを掲載いたしました。

「人間関係形成能力・社会形成能力」に関わる項目の(12)人が困っていると
きは、進んで助けていますかと「自己理解・自己管理能力」に関わる項目の
(10)先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますかを御覧ください。
この二つの質問の回答からは、あてはまる、どちらかといえばあてはまる
の肯定的な回答をした児童・生徒の割合が上昇していることが分かります。

「キャリアプランニング能力」に関わる項目の(11)将来の夢や目標を持って
いますかを御覧ください。中学三年生の回答については、肯定的な回答が減少
しております。これは、中学三年生の進路選択や受験について漠然とした不安
を抱えていることが背景にあると考えております。

令和四年度から区内全校で推進しているキャリア教育が実践されたことによ
り、全体的な傾向としては、子どもの肯定的な意識の変容に成果を上げている
と捉えております。

右上、八ページを御覧ください。「せたがや探究的な学び」に関する視点で
は、せたがや探究的な学びを構成する四つのプロセス、振り返り、課題把握、
課題解決、協働に関係したデータを掲載いたしました。

「課題を見出し把握している」に関わる項目の(38)総合的な学習の時間で
は、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学
習活動に取り組んでいますかを御覧ください。この質問の回答からは、肯定的

な回答をした児童・生徒が増加傾向であり、今年度に大きく上昇したことが読み取れます。

また、「協働して学んでいる」に関わる項目の(33)学級の友達「生徒」との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますかも同様の傾向が読み取れます。過去三年にわたり探究的な学びを実践し続けてきた小学六年生、中学三年生が友達と協働しながら自らの学びを進めていることの結果であると考えており、探究的な学びが定着しつつあると捉えております。

右上の九ページから一一ページ、「非認知能力」に関する視点では、非認知能力の育てたい力の自己肯定感、コミュニケーション力、主体性、自己管理能力、セルフコントロールの五観点に関係したデータを掲載しました。なお、OECDでは、非認知能力に値する力を「社会情緒的スキル」と呼んでおり、本報告書でもOECDの考え方を踏まえております。

右上の一〇ページ、「主体性」に関わる項目の(25)社会や地域をよくするために何かしてみたいと思いますかを御覧ください。令和四年度から今年度までの三年間で、肯定的な回答をした児童・生徒が大きく上昇しております。各校で実践を積み重ねてきたキャリア教育により、地域や社会とのつながりを意識し、貢献する心が育ってきたものと捉えております。

質問紙調査に関しては、キャリア教育、せたがや探究的な学び、非認知能力の視点から分析しましたが、全体として、児童・生徒が主体的に学びに向かう肯定的な回答が増加している傾向が読み取れます。

三点目の教科の結果と質問紙のクロス集計について説明いたします。右上一二ページから一四ページまでは、質問紙の1、あてはまる、2、どちらかといえどあてはまる、3、どちらかといえどあてはまらない、4、あてはまらないの回答ごとに抽出した児童・生徒の平均正答率をクロス集計し、表とグラフに

表しております。

右上の一二ページを御覧ください。「自己肯定感」に関わる項目(9)自分には、よいところがあると思いますかの質問について、小学校では、1、あてはまると回答した児童の正答率は高く、4、あてはまらないと回答した児童の正答率は低い傾向が読み取れます。中学校では、国語はあまり差は見られません、数学は小学校と似た傾向があります。

また、(19)普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますかを御覧ください。このクロス集計からは、4、まったくないと回答した児童・生徒の平均正答率が他の回答と比べて大きく下がっております。このデータから、否定的な意識を強く持つことと平均正答率の低下に関連があることが読み取れます。

同ページの「コミュニケーション力」に関わる項目(29)小学五年、中学一・二年生までに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたかを御覧ください。このデータからは、肯定的な回答をした児童・生徒ほど教科の平均正答率が高くなる傾向が見られます。

右上一三ページの「主体性」に関わる項目(25)地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますかと(30)小学五年、中学一・二年生までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたかを御覧ください。この二つのデータからも、肯定的な回答をした児童・生徒の平均正答率が高い傾向が見られ、主体性の高さと教科の平均正答率の関係が読み取れます。

同ページの「自己管理能力」に関わる項目(15)人の役に立つ人間になりたいと思いますかを御覧ください。ここからも、肯定的な回答をした児童・生徒の平均正答率が高い傾向が見られ、自己管理能力と教科の関係が読み取れます。

右上一四ページの「セルフコントロール」に関わる項目(7)携帯電話、スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っていますかを御覧ください。守っていないと回答した児童・生徒の平均正答率が他の回答と比べて大きく下がっております。否定的な意識を強く持つことと平均正答率の低下に関連があることが読み取れます。

これらのクロス集計結果の分析から、全体としては、肯定的な回答をした児童・生徒ほど教科の平均正答率が高くなる傾向を読み取ることができ、非認知能力と認知能力については相関関係があると考えております。

資料右上一ページにお戻りください。4、今後の取組みについてでございます。(1)教育委員会は、本報告書を各学校へ示し、自校の児童・生徒の状況と比較し、今後の指導方法の改善、充実に生かすよう指導してまいります。(2)幼稚園・こども園、小学校、中学校、それぞれの校園種において、幼児期からの学びの連続性による非認知能力を育成することで認知能力が向上するとの仮説を検証してまいります。

5、スケジュールでございますが、令和六年十二月に本報告書を各学校に送付いたします。

報告は以上となります。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(9)「学習習得確認調査」の見直しについて、本件に関して、柄澤教育研究・ICT推進課長より説明をお願いします。

○柄澤教育研究・ICT推進課長 このたび、平成二十三年度より区立小・中

学校で実施してきた学習習得確認調査の取組みについて見直しを行いましたので、令和七年度以降の取組みについて御報告いたします。

1、主旨については記載のとおりでございます。

2、令和七年度からの調査方法についてです。(1)対象は中学校三年生の生徒。(2)調査内容は、国語、社会、数学、理科、英語の五教科です。(3)実施時期は、第一回は令和七年九月、第二回は令和七年十月の計二回実施とし、実施日は、この期間中に各学校が設定できるようにします。

3、令和六年度からの変更点についてです。小学校四から六年生及び中学校一・二年生の調査を廃止します。中学校三年生のみを対象として、先ほど述べたとおり、九月と十月に二回実施します。

4、変更の理由についてです。これまで国、区の学力調査を実施してきましたが、実施時期、対象者、内容が重複しており、児童・生徒、教員、学校にとって負担が大きかった現状がありました。

知識・理解、思考・判断・表現等の学力については、全国学力・学習状況調査が毎年実施されるので、各校が最終学年における学習習得状況を把握することができると考えております。

中学校三年生においては、義務教育九年間の集大成として、世田谷区の学習習得状況を把握するとともに、生徒が自己の学習状況を客観的に把握し、進路について考える基礎的な資料として活用するため、五教科の調査を実施します。

これまでの知識・理解、思考・判断・表現等中心の学力調査を見直し、キャリア・未来デザイン教育がめざす資質・能力の育成について、非認知能力と認知能力の関係を中心とした調査・研究への転換を図ります。

5、今後のスケジュールです。令和七年五月、問題作成委員会による問題を作成いたします。令和七年九月、第一回実施、令和七年十月、第二回実施とな

ります。

報告は以上となります。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　(10)その他の連絡事項等はありませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　今日は、資料配付が四件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は、十二月二十四日火曜日午前十時から、教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして令和六年第二十一回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時三十八分閉会